

令和4年度 【警察官】 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：和歌山県警察

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	78.3 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	—
全職員	78.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職（警視）	100.2 %
本庁課長補佐相当職（警部）	96.5 %
本庁係長相当職（警部補）	91.3 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.2 %
31～35年	98.3 %
26～30年	88.2 %
21～25年	79.6 %
16～20年	82.7 %
11～15年	84.2 %
6～10年	91.9 %
1～5年	90.4 %

【説明欄】

- ・警察官の給与の男女の差異の情報です。
- ・基本給や諸手当に男女間の差はありません。
- ・上記給与差は、総労働時間（超過勤務や育児部分休業等による勤務時間の縮減）や扶養手当等による差となります。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。